

## 都立病院の院長達の ささやかな「お願い」も無視する 病院経営本部

—地方独法の交付金など十分な検討、院長会代表の「分科会」参加—

都立病院の地方独法化について、幹部職員や医師のなかに甘い「期待感」があることは、「パンと薔薇」にも書いてきました。院長会が病院経営本部長に提出した文書である「都立病院の新たな経営形態の検討に関するお願い」(以下「お願い」と略す)を全文紹介します。

短い文章なので、要約せず全文を紹介します。

院長たちが昨年11月の時点で病院経営本部に申し入れたことは

- ①神経、小児、精神など行政医療的傾向の高い施設では、交付金の「厳格化」によっては、経営が行き詰まる施設が出るかもしれないので、十分な検討が必要である。
- ②経営形態のあり方を検討する「病院経営委員会」のもとに小委員会をつくり、院長会の代表が参加できるようにしてほしい。

問題は大阪に比べて東京が、職場の意見を聞かずに、わずか3回の実質審議で具体的方針を決めようとしていることです。大阪の地方独法化では、2004年7月に当局が5病院1法人の方針を決めてから、条例改定を経て2006年4月1日に移行するまで1年半の間、院長のヒアリングや各病院ごとに職員全員を対象にした説明会を繰り返し開いています。病院経営本部のやり方はあまりに乱暴です。かりに、11月ごろ「病院経営委員会」が基本答申を出した後、作業部会をつくり、院長代表から意見を聞くことがあったとしても、それが予想される問題解決にどんな積極的な意味をもつのでしょうか。「都立病院改革会議」は親委員会と平行して、分科会を運営し、かつ院長全員から病院ごとの課題と改善方針を直接述べさせたのです。それと比べても今回は、「都財政改革実行プログラム」(2006年7月)で、基本方向が出されているので、基本問題の「論議は無用」との態度です。

なお「お願い」が地方独法化の利点としている ①独法化で法人のもつ裁量や権限が大幅に拡大する ②経営実態の把握が容易になり、透明性の高い経営が可能になる としている点は大阪地方独法のこの1年半の経験、あるいはそのトップである井上理事長の発言でも否定されており、まったく見当外れの見解であることを表明しておきます。

平成 18 年 11 月 17 日

病院経営本部長  
大塚 孝一 様

都立病院院長会

都立病院の新たな経営形態の検討に関するお願い

平成 18 年 7 月に発表された『行財政改革実行プログラム』で、都立病院などの新たな経営形態の検討が謳われております。なかでも都立病院については、地方独立行政法人化などを視野に入れ、新たな経営形態のあり方を検討し、平成 19 年度に「第二次都立病院改革プログラム」を策定することになっております。具体的な実施計画をみますと、平成 18 年度病院経営のあり方を「都立病院経営委員会」に諮問し、19 年度に答申を得る段取りとなっております。

都立病院院長会といたしましても都立病院の地方独立行政法人化は、都立病院経営における重大な岐路と認識し、先行事例の勉強会などを通じて今後も認識を高めていく所存です。もとより独法化により、法人の持つ裁量や権限が大幅に拡大することや、企業会計方式を導入することから、経営実態の把握が容易になり透明性の高い経営が可能になる利点は認めるところですが、経営面での「独立」性を強調し公的責任より効率優先で不採算部門の縮小などが進みやすい体制でもあります。都立病院の中でも神経、小児、精神など行政医療的傾向の高い施設においては、交付金の厳格化によっては、経営が行き詰まる施設がありえます。都立病院全体を一つの地方独立行政法人機構にするのかどうかや、独法化により行政医療の縮小などが起こらないよう交付金の対象をどう構築するか、などいくつかの論点について十分な検討が必要かと思っております。

今後病院経営本部として「都立病院経営委員会」を親委員会として、都立病院の経営形態のあり方の検討が始まると思っておりますが、実務的な下部委員会が発足する際には、病院を預かる責任者の集まりである院長会の代表を、委員としてぜひ参加させていただきたくお願いする次第です。